

2008(平成20)年10月1日

コンテンツの利用円滑化と権利者不明に係る方策に対する考え方

(社)日本芸能実演家団体協議会
専務理事 大林 丈史

権利者不明の問題について、日本芸能実演家団体協議会は鋭意検討を重ね、実演家の考え方を以下の通り取りまとめました。

1. コンテンツの利用円滑化に向けて

- わが国は「知的財産立国宣言」を掲げて以来、コンテンツ産業を基幹産業のひとつに位置付けている。デジタル・ネット時代に向けたコンテンツの利用円滑化のあり方について、政府関係省庁及び民間団体など様々な場において検討が進められているところである。そして、これらの検討を通じ、コンテンツの利用円滑化のためには、集中管理の促進や権利者情報の整備・集約、権利義務関係を明確にするための書面による契約の締結などの施策を実施することが必要であり、重要であると指摘されている。
- 他方では、コンテンツの利用円滑化のために実演などに係る許諾権の行使を制限すべきとの立法提案もなされている。しかしながら、これまでに実演などに係る権利者の許諾権の不当な権利行使によりコンテンツの利用円滑化が阻害されたような事例は見当たらず、今後もそのような不当な事態が生ずることは考えられない。許諾権は、コンテンツの利用円滑化を阻害するものではなく、実演家及びその関係者がコンテンツの流通に関するビジネスを行う上での基盤となるものであり、コンテンツの利用円滑化における実演の価値を最大化するために必須のものであることを忘れてはならない。

2. 権利者不明の場合に対する基本的考え方

- 今回の検討課題である、権利者不明の場合における問題についても、基本的には、上記のようなコンテンツの利用円滑化全般の施策の中で、考えるべきである。とりわけ、今後制作されるコンテンツにおいては、集中管理の促進や権利者情報の整備・集約等の施策を全面的に実施することにより、将来的に、権利者不明の場合の発生を防止することが十分に可能であり、その実現に向けてコンテンツの制作に関わる関係者間での協力が必要である。

- ・ アメリカでは、団体協約に基づいて、映画製作者と出演者とが出演記録のデータを共同管理し、二次使用料の分配などにも役立てられている。また、イギリスでは、俳優団体Equityの協力のもとで、実演に係る権利者を見つけ出し、契約を結んでいるという。
- ・ 日本でも、声優が、アニメのアテレコや吹替えを行う際には、出演登録用紙に記入し、団体が管理している例がある。この出演者の情報は、団体協約に基づく二次使用料の分配に

も活用されている。

- また、今後の権利者情報の整備・集約に向けて、放送局に対して出演確認書を提出するよう申し入れたり、演奏家自らがレコーディング参加記録を収集したりする試みなどが行われている。

- しかしながら、過去に制作され、二次利用が想定されていない時代のコンテンツについては、その実演の権利者の一部に不明者が存在することも事実である。実演に係る権利者不明の存在がコンテンツの利用円滑化を現実には阻害しているかどうかは別として、コンテンツの利用円滑化に関するセーフティネットとしての制度設計を検討する必要性は否定できない。
- なお、権利者不明の問題が、実演と関わりのない一般人を対象としたものや、いわゆる一般人の「写り込み」の問題を念頭に置いているのであれば、これらの問題は、実演家の権利に関するものではなく、主にプライバシーなどに関わる問題であることを確認しておく必要がある。

3. 権利者不明の場合における具体的な対応策の在り方

- 権利者不明の場合における具体的な対応策として、法制度上の措置を講じるとしても、コンテンツの利用円滑化に向けた施策全般である上記の集中管理の促進、権利者情報の整備・集約及び書面による契約の締結などの必要性が否定されるものであってはならず、権利者不明の場合の発生を防止することが何よりも重要である。権利者不明の場合の対応策の内容は、権利者情報を整備・集約することの必要性・重要性を決して等閑にするようなものであってはならず、本末転倒な方向に陥らぬよう十分に留意する必要がある。
- 現在のところ、「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間整理」（以下「中間整理」）では、このような権利者不明の場合における法制度上の措置として、第一に、著作隣接権の裁定制度の創設の可能性、第二に、著作権・著作隣接権を通じた新たな制度設計の可能性が示されているところである。
- まず、著作隣接権の裁定制度の創設の点であるが、裁定制度の創設にあたっては、ローマ条約をはじめとする著作隣接権に関する国際条約があり、これら条約上の規定に抵触する内容の裁定制度を創設することは許されないというべきである。裁定制度の適用範囲は、著作隣接権者の不明その他の理由により、相当な努力を払ってもその著作隣接権者と連絡することができないようなやむを得ない場合に限るべきである。

- イギリスの立法例を見ると、1988年法では、「身元又は所在を合理的な調査により確認することができない場合」及び「実演家が不合理にもその同意を与えない場合」を対象とする裁定制度（190条）が導入されたが、1996年の法改正では、後者を対象とする裁定制度は削除された。これは、ローマ条約に抵触するおそれがあり、EC貸与権指令も、このような強制許諾を認めていないためである。

- 次に、新たな制度設計の点であるが、中間整理では、権利者の検索について相当な努力を払っ

ても、権利者と連絡することができない場合において、著作物等の利用ができることとする権利制限型の案(A案：権利制限型)と、第三者機関に使用料相当額を支払ったときは、事後の権利追及に関して免責される一定の効果を与えるとする案(B案：第三者機関型)とが示されている。

このような新たな制度設計に関しては、制度が不当に濫用され、権利者の正当な権利が安易に侵害されることのないような仕組みを構築していくことが必要である。

とりわけ、権利制限型については、相当の努力を払ったことの第一次的判断は利用者において行うこととされている以上、権利者の搜索について相当な努力の解釈が安易かつ恣意的に行われる危険性が高く、権利が蔑ろにされるおそれが強い。したがって、権利制限型については、制度が不当に濫用されることのないよう制度的な仕組みを設ける必要がある(制度を利用した場合、一定の機関に申告して利用情報を開示することとか、事前に使用料を一定の機関に預託しておくことなど)、この点が実現できない限り、導入については慎重とすべきである。

以上